平成２４年（フ）第３０８号
岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓2928番地
債務者　高原　久志
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１０号
岡山市北区岡南町２－２－45　ＫＡＩＹＯビル302株式会社ｔｒｉｂｅ内、住民票上の住所岡山市北区撫川347番地
債務者　池上　明彦
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３３号
岡山市南区内尾379番地13
債務者　長瀬加代子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７号
熊本県八代市竹原町1514番地
債務者　桑本　恵美
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第３９６号
静岡市葵区城東町62―14　チトセハイツ302号室、住民票上の住所静岡市葵区古庄２丁目17番１―401号
債務者　池谷　育子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５号
静岡県浜松市中区葵西６丁目13番５号　カメリア102、前住所静岡県浜松市中区西丘町328番地
債務者　石川美恵子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目29番８号、前住所静岡県浜松市中区西丘町328番地
債務者　石川　英男
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
静岡県浜松市南区富屋町35番地
債務者　遠藤　正男
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
岡山県玉野市八浜町見石1607番地43
債務者　石井　秀幸
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１号
栃木県那須塩原市東三島３丁目43番地15
債務者　相馬恵美子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第８１号
栃木県栃木市柳橋町12番26号、従前の住所栃木県栃木市柳橋町13番８号
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４０４号
栃木県宇都宮市弥生１丁目10番13号　くれよんハウス95―103号室、前住所栃木県宇都宮市東宿郷３丁目２番５号　コーポルベーレⅠ410号　山崎方
債務者　黒羽　勝彦
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５号
栃木県小山市西城南３丁目13番地８　コーポ関Ａ棟103号
債務者　諸泉　禎泰
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３３６号
栃木県宇都宮市御幸町185番地　渡清ハイツ207、前住所栃木県宇都宮市御幸町144番地３
債務者　坂本　亜紀
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２２号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜６丁目４番３号
債務者　金城　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部